平成7年12月20日本部訓令第39号

[沿革] 平成12年4月本部訓令第13号 平成28年7月本部訓令第22号

千葉県警察航空隊員の服制及び被服支給に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察航空隊員の服制及び被服支給に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、千葉県警察航空隊に勤務する隊員(以下「隊員」という。)の服制及び被服支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(服制)

第2条 隊員の服制は、別表のとおりとする。

(常装)

第3条 隊員は、勤務中は、航空服、航空帽子及び航空靴を着用しなければならない。ただし、航空 隊長が指示した場合は、この限りでない。

(支給品の品目等)

第4条 隊員に支給する支給品の品目、員数及び使用期間は、次のとおりとする。

品 目	員 数	使用期間
冬航空帽子	1 個	12月
夏航空帽子	1 個	12月
冬航空服	1 着	12月
合航空服	1 着	12月
夏航空服	1 着	12月
救 助 服	1 着	36月
作業服	1 着	12月
防寒服	1 着	12月
雨衣	1 着	36月
ベルト	1 個	36月
航空手袋	2 組	12月
手袋	2 組	12月
靴下	2 足	4 月
長 靴	1 足	12月
航 空 靴	1 足	12月

- 2 支給品の支給について特別の事由がある場合は、その支給品目若しくは員数を増減し、又は使用 期間を伸縮することができる。
- 3 隊員として初めて任命されたときは、前項の規定にかかわらず、航空服については、2着支給するものとする。

(着用期間)

- 第5条 被服等の着用期間については、警察官の例によるものとする。ただし、航空帽子の着用期間 については、警察官の夏服及び合服着用期間は夏航空帽子を、冬服着用期間は冬航空帽子とする。 (支給品の取扱い)
- 第6条 隊員は、支給された被服等の取扱いを適正にし、これらを改造又は滅失し、若しくはき損してはならない。

(支給品の返納)

第7条 被服等の支給を受けた隊員が、退職、休職、配置換え等その職を離れたときはすみやかに支給品を返納しなければならない。ただし、使用期間の経過したものはこの限りではない。

以下別表等省略